

○ 重点事項の考え方

地方分権改革の取組を加速・強化するもののほか、「住民サービスの向上や適切な提供に直結するもので、専門部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの」、「令和5年までの対応方針において今後の検討事項とされているもののうち、重点的に議論を深める必要があるもの」などの観点から、以下の23事項を重点事項として選定する。

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
1	<p>住民基本台帳ネットワークシステムの利用対象事務の拡大等 (住民基本台帳法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号30,108) ※重点募集テーマ「デジタル化」</p>	<p>豊田市／神戸市 (総務省、法務省、 国土交通省／総務 省、法務省)</p>	<p>国、地方自治体等が、法令に基づき、住民票の写しの添付を求めている事務や、公用請求により最新の住所確認を行っている事務などについて、住民基本台帳ネットワークシステム(※1)から本人確認情報(※2)の提供を受けることができるようにする。(→資料4参照)</p> <p>※1 市区町村と都道府県が連携して構築。住民基本台帳法別表に定める事務の処理においてのみ本人確認情報の提供を受けることが可能。 ※2 氏名、生年月日、性別、住所及びこれらの変更情報(転出、死亡等の情報)。</p>
2	<p>補助金申請システム等に係る利便性及び検索性の高い機能の整備 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律) 【システム構築】</p> <p>(管理番号73) ※重点募集テーマ「デジタル化」</p>	<p>宮城県、仙台市、 石巻市、塩竈市、 角田市、多賀城市、 富谷市、広島県、 宮城県後期高齢者 医療広域連合 (デジタル庁)</p>	<p>国の各種支援制度は、各府省の分野ごとに公表されており、地方自治体において、目的に見合った補助金等の検索や関係制度の調査に時間を要している。</p> <p>このため、補助金申請システムであるJグランツを活用し、以下の機能を実装する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省の補助金等に関する情報(事務連絡、Q&A等)を一元的に確認できる機能 用途や地域特性に応じた補助金等を地方自治体等が検索しやすい機能 支援制度に関する質疑応答や活用実績等を、国・地方の双方向で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できる機能

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
3	<p>戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大 (戸籍法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号27, 45, 46) ※重点募集テーマ「デジタル化」</p>	<p>東京都／茅ヶ崎市／ 茅ヶ崎市、熊本市、 指定都市市長会 (総務省、法務省)</p>	<p>戸籍情報連携システム(※)について、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用対象事務が戸籍事務に限定されているため、旧氏の住民票への記載など、住民基本台帳法に基づく事務についても利用できるようにする。 ② 利用対象者が市区町村に限定されているため、都道府県が地方税の賦課徴収事務を行う際に利用できるようにする。 <p>※ 令和6年3月から運用を開始。戸籍謄本の広域交付については、本人等による請求の場合に加え、同一市区町村内に限る公用請求の場合に利用を可能とした。</p>
4	<p>保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等 (子ども・子育て支援法) 【システム構築等】</p> <p>(管理番号95) ※重点募集テーマ「デジタル化」</p>	<p>神戸市、福島県、大阪府 (こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省)</p>	<p>保育施設への施設型給付費(公定価格と利用者負担の差額)の支給について、以下の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加算の種類が多岐にわたり、事務が煩雑となっているため、整理・統合や申請手続の簡素化を行う。 ② 広域利用(住所地市区町村外に存在する保育施設の利用)の場合、給付費の支給は住所地市区町村が行う一方で、加算認定は施設所在地市区町村が行っており、施設・各自治体間での事務が煩雑となっている。このため、広域利用の場合において、給付費の請求・支給に必要な情報を関係者間で共有すること等が可能なプラットフォームを構築する。

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
5	<p>犬の登録及び管理方法の見直し等 (動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法) 【システム構築】</p> <p>(管理番号10, 114, 115) ※重点募集テーマ「デジタル化」</p>	<p>津山市、川崎市、岡崎市／神戸市／神戸市</p> <p>(厚生労働省、環境省／厚生労働省、環境省／環境省)</p>	<p>市区町村における犬の登録及び管理について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 狂犬病予防法の特例(※)への参加・不参加自治体が混在し、転入時等の事務手続が煩雑となっているため、混在状態を解消する。(各法律に係る登録手数料の同時徴収を可能とすること等)</p> <p>② 各地方自治体ごとに独自のシステムにより情報の管理を行っており、転出転入時の自治体間でのやり取りが文書により行われているため、オンラインにより行うことができる統一的なシステムを構築する。(マイクロチップ情報登録システムの活用等)</p> <p>※ 動物愛護管理法に基づくマイクロチップ情報の環境大臣への登録により、狂犬病予防法に基づく市区町村長への登録申請があったものとみなされるワンストップサービス制度</p>
6	<p>景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること (景観法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号121)</p>	<p>水戸市</p> <p>(農林水産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>景観計画の策定又は変更にあたっては、都市計画審議会への意見聴取が義務付けられているが、都市計画との整合を図るための必要な措置が講じられることを条件として、当該手続きを不要とする。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
7	<p>地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金の交付要件となっている市町村耐震改修促進計画の策定の見直し (建築物の耐震改修の促進に関する法律) 【要綱改正】</p> <p>(管理番号254)</p>	<p>神戸市 (国土交通省)</p>	<p>社会資本総合整備交付金の対象事業の一つである住宅・建築物耐震改修事業については、令和5年3月の国土交通省の技術的助言(※)により、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、別途、市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同交付金の交付対象とされることとなった。</p> <p>※「住宅・建築物耐震改修事業の交付要件等について(技術的助言)」(令和5年3月2日付国土交通省住宅局市街地建築課長・建築指導課長通知)</p> <p>これを踏まえ、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金においても、上記と同様に、市町村耐震改修促進計画に記載すべき内容を包含した社会資本総合整備計画を策定すれば、市町村耐震改修促進計画を策定せずとも同補助金の交付対象とする。</p>
8	<p>障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し (児童福祉法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号192)</p>	<p>鳥取県、滋賀県、 大阪府、和歌山県、 全国知事会、中国 地方知事会、将来 世代応援知事同盟 (こども家庭庁)</p>	<p>障害児通所支援事業所の従業者の人員基準(従うべき基準)について、利用定員数が国が定める基準(10名)に満たない事業所に限り、「標準」又は「参酌すべき基準」へ見直しを行う。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
9	<p>児童手当の支給に係る所得審査の廃止及び転出入に伴う児童手当の消滅日の確認方法の見直し (児童手当法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号292, 293)</p>	<p>町田市 (こども家庭庁)</p>	<p>児童手当制度について、以下の措置を講ずる。</p> <p>① 現行の児童手当制度では、父母等のうち生計を維持する程度の高い者が児童手当の受給者となるため、毎年、受給資格を確認する際に所得審査を行っている。令和6年10月から、児童手当の所得制限が撤廃され、所得を把握する必要性が薄れることから、生計を維持する程度の高い者が受給者になるという考え方を見直し、父母等の所得によらず受給者を選択できるようにすることなどにより、所得審査を廃止する。</p> <p>② 転入をした際の児童手当の認定は、転出予定日を基準としている。転入先では転出予定日を把握しておらず、転出元の自治体に確認しなければならないため、転入日を基準日とするなど、転出元自治体に確認せずとも、児童手当の認定ができるような制度にする。</p>
10	<p>児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長 (児童福祉法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号172)</p>	<p>大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合 (こども家庭庁)</p>	<p>児童の一時保護施設の環境改善を図るために「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が制定(令和6年内閣府令第27号。令和6年4月1日施行)され、職員の数及び夜間の職員体制について、2年間の経過措置期間が設けられているが、職員の人材育成に必要な期間を確保するために、経過措置期間を5年間に延長することを求める。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
11	<p>地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和 (児童福祉法) 【省令改正】</p> <p>(管理番号173)</p>	<p>大阪市 (こども家庭庁)</p>	<p>地域型保育事業者(※1)は、集団保育を体験させるための機会の提供など「保育内容に関する支援」等を行う連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)を確保しなければならないこととされている(※2)。しかし、都市部を中心として連携施設の確保が困難であるため、複数の地域型保育事業者が合同で保育を行うなど、地域型保育事業者同士が連携する場合も要件を充たしたこととするよう求める。</p> <p>※1 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者 ※2 令和6年度末までは、連携施設の確保が著しく困難である場合等についてはその確保を不要とする経過措置が設けられている。</p>
12	<p>保育所等における児童の健康診断の検査項目等の見直し (児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律) 【省令改正】</p> <p>(管理番号137, 209)</p>	<p>城陽市／奈良県、滋賀県、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 (こども家庭庁、文部科学省)</p>	<p>保育所等における児童の健康診断は、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならないとされているが、未就学児(特に0～2歳児)では実施困難な項目(視力検査、聴力検査等)があるため、児童の年齢に応じて有効な診断ができるよう、検査項目・実施頻度等の見直しを行う。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
13	<p>民生委員・児童委員の選任要件の見直し (民生委員法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号R5-133)</p>	<p>特別区長会 (こども家庭庁、厚生労働省)</p>	<p>【令和5年の提案内容】</p> <p>民生委員・児童委員(※1)は、市町村が設置する民生委員推薦会(※2)が都道府県知事に推薦した者を、都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱するものである。</p> <p>民生委員推薦会は「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」を対象に、都道府県知事に候補者を推薦することとされている。</p> <p>※1 民生委員となると、児童委員に充てられるものとされる ※2 市町村の区域の実情に通ずる者に対し、市町村長が委嘱</p> <p>近年、民生委員・児童委員の推薦母体の一つである町会・自治会への加入率が低いこと等により、地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員のなり手の確保が困難となっている。</p> <p>このため、在住者に加えて「在勤者」も民生委員・児童委員候補者として推薦可能とするよう見直しを求めるもの。</p> <p>【令和5年対応方針】</p> <p>令和5年に重点事項として議論され、令和5年対応方針において、「民生委員・児童委員の選任要件の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。」とされていたもの。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
14	<p>中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し (介護保険法) 【通知改正】</p> <p>(管理番号195)</p>	<p>鳥取県、山形県、 広島県、徳島県 (厚生労働省)</p>	<p>中山間地域においては、訪問介護の担い手不足や年間を通じての利用ニーズが不安定なことから(※1)、訪問介護事業所が減少傾向にある。</p> <p>このため、訪問介護事業所が不足する中山間地域においては、通所介護事業所の職員が利用者の居宅を訪問しサービスを提供した場合においても、報酬算定(※2)を可能とする(※3)よう見直しを求めるもの。</p> <p>※1 訪問介護利用者の要介護度の経年変化に加え、季節要因(積雪等)により、長期間安定的に訪問介護を利用する者は一部に限られる。</p> <p>※2 現行制度において、通所介護事業所は、利用者が通う事業所においてサービスを提供した場合に報酬算定が可能である。また、訪問介護事業所は、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問してサービスを提供した場合に報酬算定が可能である。</p> <p>※3 新型コロナウイルス対策として、厚生労働省事務連絡(令和2年2月24日)により、通所介護事業所の職員が居宅で生活している利用者を訪問しサービスを提供した場合においても、報酬算定が可能とする臨時的な措置がなされた。(令和6年3月末で当該臨時的取扱いは終了。)</p>
15	<p>司書教諭の設置義務の緩和 (学校図書館法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号199)</p>	<p>八王子市 (文部科学省)</p>	<p>学級の数が12以上の学校には、司書教諭を置かなければならないと法令で規定されている。一方で、当該規定により、人事異動において、教諭の特性・能力等に応じた人事配置よりも司書教諭の配置が優先されるため、教諭の柔軟な人事配置の妨げになっている。</p> <p>このため、司書資格又は司書教諭資格を有する学校司書を配置する等、司書教諭を設置した際と同程度の学校図書館の充実・運用が図られる場合においては、司書教諭の設置を不要とするよう見直しを求めるもの。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
16	<p>公立大学法人による出資範囲の拡大 (地方独立行政法人法、産業競争力強化法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号174, 175, 257)</p>	<p>大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合／大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合／東京都、福島県 (総務省、文部科学省、経済産業省／総務省、文部科学省／総務省、文部科学省、経済産業省)</p>	<p>公立大学法人は、出資が可能な範囲が承認ＴＬＯ（特定大学技術移転事業者）等に限定されており、①国立大学法人には認められているベンチャーキャピタル・ファンド、コンサル、研修・講習等を行う事業者、教育研究施設管理等事業者、②指定国立大学法人には認められている大学発ベンチャーに出資することができず、公立大学での研究成果を社会に還元しにくく、教員の招聘への影響や競争力低下が危惧されている。</p> <p>このため、公立大学法人が、国立大学法人と同様の範囲に出資が可能となるよう見直しを求める。</p>
17	<p>財産区の土地を森林の施業・管理を目的として信託可能とすること (地方自治法) 【政令改正】 (管理番号231)</p>	<p>愛知県 (総務省、農林水産省)</p>	<p>提案団体では、森林資源を活用した地域振興のため、森林信託制度導入に向けた実現可能性調査を行っており、財産区の森林が候補地に挙がっている。</p> <p>しかし、地方自治法施行令において、普通財産である土地の信託目的が、建物の建築・土地の造成に限定されていることから、森林の施業・管理を目的とした信託を可能とする。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
18	<p>家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること (家畜伝染病予防法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号284)</p>	<p>埼玉県 (農林水産省)</p>	<p>都道府県知事は、家畜以外の飼養動物が家畜伝染病にかかり、又はかかっている疑いがあることが発見された場合において、当該動物から家畜に伝染するおそれがあると認めるときは、家畜伝染病の発生の状況を把握するため検査を行うことができる。しかし、感染が確認された場合の防疫措置命令などの対応は規定されておらず、家畜に伝染するおそれがあると認める場合でも、家畜以外の飼養動物については、殺処分等の必要な防疫措置が行えない。</p> <p>このため、家畜以外の飼養動物についても、都道府県知事による防疫措置命令が可能となるよう見直しを求める。</p>
19	<p>最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律) 【法律改正】</p> <p>(管理番号242)</p>	<p>栃木県 (環境省)</p>	<p>安定型産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」）の設置については、周辺地域の生活環境への配慮が許可基準として法律で定められている。しかし、地域における総量に関する規制はないため、最終処分場が密集する地域では、地下水汚染等を懸念する声が上がっている。</p> <p>指導要綱による対応には限界があるため、最終処分場が過度に集中する地域について、①総量規制などの立地規制基準を設けるとともに、②設置許可に地域の実情を反映させるため、許可基準を条例で制定できることとするなど、地方の裁量を認める規定を盛り込む。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
20	<p>大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し (大気汚染防止法) 【通知改正】 (管理番号176)</p>	<p>広島市、新潟県、 広島県 (環境省)</p>	<p>近年、大気汚染の状況は大幅に改善されたほか、AIや大気拡散モデル計算等の技術発展により、より精度の高い大気汚染状況の予測ができるようになってきている。しかし、自治体による測定局設置の算定基準が見直されていないため測定局数を削減できず、更新・維持管理費用が多大な負担である。このため、測定局設置の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図る。</p>
21	<p>建設機械抵当法に基づく建設機械への打刻制度の見直し (建設機械抵当法) 【法律改正】 (管理番号181)</p>	<p>岡山県、中国地方 知事会 (国土交通省)</p>	<p>建設機械に抵当権を設定しようとする際に必要となる、都道府県知事による建設機械への打刻及びその検認について、以下の措置を講ずる。 ① 打刻の実施主体を都道府県知事から申請者等に変更する。 ② 打刻方法の簡素化のため、建設機械への直接の打刻に代えて、打刻した金属板を建設機械に固定することとする。</p>

	提案	提案団体 (関係府省)	概要
22	<p>建築基準法第86条に基づく一団地認定の区域見直しに係る要件の緩和 (建築基準法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号258)</p>	<p>東京都 (国土交通省)</p>	<p>現行法上、一団地認定(※)の区域から一部を除外して区域を縮小するためには、現にある一団地認定をいったん取り消した上で、縮小後の区域について新たに認定を取り直す必要がある。この取消しと再認定のそれぞれの手続きについて地権者全員の同意等が必要であることが申請者の負担となっている。</p> <p>このため、一定の要件を満たして一団地認定の区域を縮小する場合は、一部の地権者の同意等を不要とする。</p> <p>※ 建築基準法上、一つの敷地に一つの建築物を建てるのが原則とされる場所、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合には、団地全体を一つの敷地と見なして容積率や建ぺい率等の規定を適用することを可能とするもの。</p>
23	<p>特定都市河川に係る標識の設置の基準を都道府県等の条例で定めることの見直し (特定都市河川浸水被害対策法) 【法律改正】</p> <p>(管理番号166)</p>	<p>群馬県、新潟県 (国土交通省)</p>	<p>都道府県知事等が特定都市河川(※1)の流域内に設置する標識(※2)については、国土交通省令で定める基準を参酌して都道府県等の条例で設置基準を定めることとされており、事務負担が発生している。</p> <p>このため、国土交通省令で定める基準に従って標識を設置する場合は、条例制定を不要とする。</p> <p>※1 浸水被害対策のために国土交通大臣又は都道府県知事が指定する都市部を流れる河川 ※2 以下の施設等の存在を明示するために都道府県知事等が設置する標識 ① 雨水貯留浸透施設(土地からの流出雨水量を抑制するために設置される貯留槽等) ② 都道府県知事等が指定する保全調整池・貯留機能保全区域 (雨水を一時的に貯留する機能を有する特定都市河川沿いの低地等)</p>